

大阪イノベーションハブ 会員規約

令和8年4月1日

公益財団法人 大阪産業局

(総則)

第1条 本規約は、公益財団法人大阪産業局（以下「当財団」という。）が行う「グローバルイノベーション創出支援事業」（以下「本事業」という。）において運営する会員制度（以下「本制度」という。）の規則を定めるものとする。

2 本事業において、当財団が別途規定する「大阪イノベーションハブ 施設使用規約」（以下「使用規約」という。）は、本規約の一部を構成する。本規約と使用規約が異なる場合には特別な定めがない限り、使用規約が優先する。

(名称)

第2条 本制度に基づく会員資格の名称は、「OIH会員」とする。

2 なお、本規約内において「会員」と表記する場合は、特段の定めのない限りOIH会員を指すものとする。

(目的)

第3条 本制度は、スタートアップの創出及び成長支援を目的とし、国内外のスタートアップ支援ネットワークの構築・強化を通じて、世界中から人材・資金・情報を呼び込み、世界に飛躍するスタートアップが連続的に創出されるエコシステムを形成することをめざす。

(会員)

第4条 本制度における会員の種別は、次の各号に定めるものとする。

(1) スタートアップ会員

最新の技術や革新的なビジネスモデルを有し、自ら起業や事業拡大に取り組む個人、起業家、スタートアップ企業経営者等。

(2) パートナー会員

スタートアップとの協業や投資等を通じ、事業拡大に向けてサポートを行う法人、団体等。

(会員サービス)

第5条 当財団は、第3条の目的を達成するため、本制度に基づき、次に掲げるサービスを会員に提供する。

- (1) Web、Eメール、セミナー等による各種情報提供
 - (2) 大阪イノベーションハブにおける活動スペースや機材の提供（ただし、施設の使用に関しては、別途定める「使用規約」に基づく）
 - (3) スタートアップの創出および成長支援を目的としたパートナー企業、起業家、専門家等との接点の提供および紹介、ならびに会員限定イベントへの参加や自らの事業を紹介する登壇機会の提供
 - (4) スタートアップがグローバルにビジネスを展開するための活動のサポート
 - (5) その他、本制度の目的を達成するために必要な活動のサポート
- 2 当財団は、会員の事前の承諾を得ることなく、会員サービスの内容を変更し、又は中止することができる。
 - 3 当財団は、会員が自ら申し込んだセミナーや施設の使用を事前に連絡することなく欠席、キャンセル又は変更するなど、サービスの提供が適切でないと判断する場合、当該会員に対して第1項のサービスを提供しないことがある。
 - 4 第2項及び第3項により会員サービスの内容を変更し、又は中止した場合や、会員に対して前項により会員サービスを提供しない場合に会員に不利益、損害が生じたとしても、当財団はその責任を負わないものとする。

(入会)

第6条 スタートアップ会員として入会を希望する者は、本規約に同意の上、当財団が指定する様式により申し込むものとする。

- 2 パートナー会員の入会は、本事業の趣旨に基づき、以下の基準を充たす者の中から当財団が選定し、入会の依頼を行った者に対し、当該者の承諾及び当財団の承認をもって成立するものとする。

- ・本制度の趣旨に賛同し、スタートアップの利益を優先した具体的な支援（投資、事業提携、メンタリング等）が可能であること。

(入会基準)

第7条 当財団は、前条第1項の申し込みに対し、第3条の趣旨に照らし、以下の基準に基づき入会の可否を判断し通知するものとする。

- ・自ら起業や事業拡大に取り組む意志があり、ビジネスモデルの具体性および将来的な成長性を有していること。

- 2 当財団は、前項のほか、申し込みを行った者が虚偽の事実を申請した場合や、公序良俗に反する活動を行っている恐れがある場合等、会員として不相当と判断した場合は、入会を承認しないことができる。

(資格)

第8条 第6条第2項、又は、前条に基づく手続きを経て、当財団より通知を受けた日をもって会員としての資格を有するものとする。

2 会員の資格を第三者に譲渡もしくは貸与し、または、第三者に会員サービスを利用させることはできない。

3 法人会員において、組織変更、事業譲渡、合併、会社分割等の事由が生じた場合、当該会員は、速やかに当財団へ通知するものとし、当財団は、会員としての同一性および継続性が認められるときに限り、組織変更後の法人に会員としての資格の承継を認めるものとする。ただし、会員である法人が会員資格を承継する法人とは独立して存続する場合、会員資格の承継により元の会員は会員資格を喪失するものとする。

(参加費用)

第9条 本制度への入会については無料とする。

2 前項の規定に関わらず、当財団は特定の事業等に参加する会員に対して、参加費用や機材使用にともなう消耗品等の実費等を請求することができる。

(会員の義務)

第10条 会員は、本制度の利用を通じて得た秘密情報を第三者に提供してはならない。

2 会員は、会員登録の内容に変更が生じた場合、速やかに変更事項を当財団に提出しなければならない。

3 会員は、当財団が随時実施する成果ヒアリングや、定期的な進捗アンケート等に協力しなければならない。成果ヒアリングについては退会後も協力するものとする。

(個人情報の取扱い)

第11条 当財団は、本制度の運営に際して取得した会員の個人情報（会員が法人・団体の場合にこれに所属する個人の個人情報を含む。以下同じ。）について、当財団が別途定める「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」に基づき、適切に取り扱うものとする。

2 当財団は、取得した個人情報を、本制度の運営、会員サービスの提供、本事業に関する案内、およびこれらに付随する業務の範囲内で利用するものとする。

(知的財産権の帰属)

第12条 本制度における活動によって、知的財産等が生ずる可能性があるときは、それらの帰属については、当事者間であらかじめ書面をもって明確にするものとする。

(退会)

第13条 会員は所定の退会届を事前に当財団に提出することで、任意に退会することができる。

(禁止事項)

第14条 会員は、本制度の利用にあたり、以下の各号に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 他の会員、当財団、もしくはその他の第三者の権利・利益を侵害する行為、又はそれらのおそれのある行為
- (2) 他の会員、当財団、もしくはその他の第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は他者の名誉もしくは信用を毀損する行為、又はそれらを助長しもしくはそれらのおそれのある行為
- (3) 公序良俗に反する行為、わいせつな行為、又はそれらを助長する行為
- (4) 大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例に抵触する言動や威圧的言動などにより、本制度の運営・利用その他に係る秩序を乱す行為
- (5) その他、本制度の運営又は他の会員による会員サービスの利用の妨げとなる行為
- (6) 本規約、使用規約等、法令もしくは刑罰法規に違反し、または当財団が不適切と判断する行為

(資格の喪失)

第15条 会員が次の各号のいずれかに該当すると当財団が判断し会員に通知した場合には、会員はその資格を喪失する。

- (1) 入会時の申告事項に虚偽があることが判明した場合
- (2) 本規約または使用規約に違反した場合
- (3) 本制度の目的に反する行為をした場合
- (4) 当財団から連絡を取ることができない等、会員継続の意思がないと認められる場合
- (5) 大阪市暴力団排除条例に基づき、会員が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合
- (6) その他、会員として不相当である場合

2 前各項に従って会員資格を喪失したことにより、当該会員が会員サービスを利用できなくなり、これにより当該会員又は第三者に損害が発生したとしても、当財団はその責任を負わないものとする。

(免責事項)

第16条 本制度の利用に伴う会員同士の商談・取引・契約等について、当財団は何ら保証等するものではなく、これら及びこれらに基づいて生じたいかなるトラブル・損害についても、当財団は一切の責任を負わない。

- 2 第5条に記載する会員サービスについて、当財団は、その提供の有無やその内容の完全性、正確性、有用性、最新性、真実性等について何ら保証するものではない。
- 3 会員サービスの利用、各種イベントへの参加、施設の利用、他の会員その他第三者の提供する（当財団を通じて提供されるものを含む。）情報の内容などについて、当財団は何ら保証等するものではなく、これらおよびこれらに基づいて会員に生じたいかなるトラブル・損害についても、一切責任を負わない。

（会員制度の終了）

第17条 当財団は、会員に事前通知をした上で、本制度の全部または一部を終了することができる。

- 2 当財団は、前項の手続きを経ることで、本制度の終了に伴う責任を免れるものとする。
- 3 本制度は、大阪市からの交付金を活用して運営されるものであり、当該交付金の終了、予算措置の変更、または本事業の廃止等に本制度の全部または一部を終了することがある。
- 4 前項による本制度の全部または一部の終了により会員に不利益、損害が生じたとしても、当財団はその責任を負わないものとする。

（通知）

第18条 本規約における当財団から会員への通知は、会員から申告のあったEメールアドレスへの発信の後、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

（規約の改定）

第19条 当財団は必要に応じ、本規約を改定できるものとする。

- 2 当財団は、規約を改定しようとする場合には、あらかじめ改定内容及びその施行日を会員に通知または公表するものとする。
- 3 会員が、前項の通知または公表後に会員サービスを利用する場合には、変更後の本規約の全ての記載事項について同意したものとみなす。

（管轄裁判所）

第20条 本規約および会員制度に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

附則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和4年7月29日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 本規約は、令和8年4月1日から施行する。

(旧規約の廃止と会員資格の終了)

- 2 本規約の施行日をもって、旧規約（令和4年7月29日改訂版）は廃止し、旧規約に基づき付与された「OIHメンバーズ」の会員資格は、施行日の前日をもってすべて終了するものとする。

(再入会の原則)

- 3 本制度の会員としてサービスの利用を希望する者は、旧規約における会員であったか否かに関わらず、本規約第6条に基づき改めて入会申し込みを行い、第7条の承認通知を得なければならない。

(情報提供の継続に関する経過措置)

- 4 前項の規定に関わらず、旧規約に基づき情報の受け取りを希望していた者に対しては、本規約第6条第1項第1号に定める情報提供サービス（メールマガジン等の送付）に限り、引き続きこれを行うことができるものとする。ただし、当該者が情報の受け取り停止を希望した場合は、当財団は速やかにこれを停止する。

(旧名簿の取り扱い)

- 5 当財団は、旧規約に基づき取得した会員名簿について、前項の情報提供サービスの実施、および新制度への入会案内の目的に必要な範囲で、引き続き保持・利用することができるものとする。